

2024・6

いわき市議会定例会議案

令和6年6月

提 出 議 案

議案第 1 号	いわき市税条例の改正について		5
議案第 2 号	いわき市消防本部及び消防署設置条例の改正について		9
議案第 3 号	いわき市いわき震災伝承みらい館条例の改正について		13
議案第 4 号	いわき市国民健康保険条例の改正について		19
議案第 5 号	いわき市国民健康保険税条例等の改正について		23
議案第 6 号	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について		27
議案第 7 号	いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について		33
議案第 8 号	いわき市遠野オートキャンプ場条例の改正について		37
議案第 9 号	いわき市市営住宅条例の改正について		43
議案第10号	令和 6 年度いわき市一般会計補正予算（第 2 号）		（別紙）
議案第11号	令和 6 年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		（別紙）
議案第12号	令和 6 年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）		（別紙）
議案第13号	工事請負契約について （南部清掃センター 1 号炉ごみホッパ他補修工事）		49
議案第14号	工事請負契約の変更について （消防本部・平消防署統合庁舎空気調和設備改修工事）		51
議案第15号	事業委託契約について （常磐線湯本構内湯本こ線橋（人）補修工事委託）		53
議案第16号	財産取得について （消防ポンプ付き大型水槽車）		55
議案第17号	財産取得について		

	(水槽付きＣＤ－Ｉ型消防ポンプ自動車)	57
議案第18号	財産取得について (いわき市立小名浜学校給食共同調理場調理用大型 備品)	59
議案第19号	財産取得について (学校給食用食器)	61
議案第20号	財産取得の変更について (南白土地域振興事業用地)	63
議案第21号	訴えの提起について	65
議案第22号	専決処分の承認を求めることについて (令和５年度いわき市一般会計補正予算(第11号))	67
議案第23号	専決処分の承認を求めることについて (いわき市税条例及びいわき市都市計画税条例の改 正について)	69
議案第24号	専決処分の承認を求めることについて (いわき市税特別措置条例の改正について)	87
報告第１号	令和５年度いわき市一般会計継続費繰越計算書につ いて	91
報告第２号	令和５年度いわき市温泉給湯事業特別会計継続費繰 越計算書について	93
報告第３号	令和５年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書 について	95
報告第４号	令和５年度いわき市下水道事業会計継続費繰越計算 書について	97
報告第５号	令和５年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書 について	99
報告第６号	令和５年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越 明許費繰越計算書について	103
報告第７号	令和５年度いわき市土地区画整理事業特別会計事故 繰越し繰越計算書について	105

報告第 8 号	令和 5 年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書について	107
報告第 9 号	令和 5 年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書について	109
報告第10号	令和 5 年度いわき市競輪事業特別会計予算の弾力条項適用について	111
報告第11号	専決処分の報告について	115
提出		
	いわき市土地開発公社経営状況について	117
	公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団経営状況について	119
	公益財団法人いわき市国際交流協会経営状況について	121
	公益財団法人いわき市潮学生寮経営状況について	123
	一般財団法人いわき市公園緑地観光公社経営状況について	125
	株式会社いわきの里鬼ヶ城経営状況について	127
	株式会社いわきニュータウンセンター経営状況について	129

議案第 1 号

いわき市税条例の改正について

いわき市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市税条例の一部を改正する条例

いわき市税条例（昭和41年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

- (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
- 第46条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。
- 附則第6条の3の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第46条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第24条の2第1項の改正規定、附則第6条の3の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後のいわき市税条例第24条の2第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第 2 号

いわき市消防本部及び消防署設置条例の改正について

いわき市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例

いわき市消防本部及び消防署設置条例（昭和41年いわき市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表いわき市内郷消防署の項中「いわき市内郷綴町大木下18番地」を「いわき市内郷高坂町四方木田189番地」に改める。

附 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

議案第 3 号

いわき市いわき震災伝承みらい館条例の改正について

いわき市いわき震災伝承みらい館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市いわき震災伝承みらい館条例の一部を改正する条例

いわき市いわき震災伝承みらい館条例（令和元年いわき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条を第15条とし、第5条を第7条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（休館日）

第4条 震災伝承みらい館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日でない日）
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下第6条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

（開館時間）

第5条 震災伝承みらい館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

第7条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第8条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、震災伝承みらい館の管理を行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う震災伝承みらい館の管理に関する業務は、次のとおりとする。
- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施
 - (2) 震災伝承みらい館の施設、設備、備品等の維持管理

(3) この条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定の申請)

第9条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に、事業計画書その他市長が規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に震災伝承みらい館の管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、震災伝承みらい館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。

(2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していると認められること。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営ができること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定管理者の指定の取消し)

第11条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 前条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 第13条各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(指定管理者の公表)

第12条 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、震災伝承みらい館の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 震災伝承みらい館の施設、設備、備品等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に管理するために必要な措置を講ずること。

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条の次に7条を加える改正規定（第9条から第12条までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

いわき市国民健康保険条例の改正について

いわき市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市国民健康保険条例の一部を改正する条例

いわき市国民健康保険条例（昭和43年いわき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 5 号

いわき市国民健康保険税条例等の改正について

いわき市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(いわき市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 いわき市国民健康保険税条例（昭和41年いわき市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第17条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

(いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成23年いわき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年度分」を「令和6年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 号

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の改正について

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「20人」を「15人」に改め、同表満4歳以上の園児の項中「30人」を「25人」に改める。

(いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を

「25人」に改める。

(いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成30年
いわき市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表満3歳以上満4歳未満の子どもの項中「20人」を「15人」に改め、同表
満4歳以上の子どもの項中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後のいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条第3項並びに第3条の規定による改正後のいわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項3号及び第4号の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前のいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条第3項並びに第3条の規定による改正前のいわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項3号及び第4号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。
- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後のいわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例別表の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正

前のいわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例別表の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

- 4 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後のいわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前のいわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 7 号

いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について

いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年いわき市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「）第14条第1項」を「）第13条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

いわき市遠野オートキャンプ場条例の改正について

いわき市遠野オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市遠野オートキャンプ場条例の一部を改正する条例

いわき市遠野オートキャンプ場条例（平成10年いわき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第4条を第5条とする。

第3条第1項中「いわき市遠野オートキャンプ場（以下「遠野オートキャンプ場」という。）」を「遠野オートキャンプ場」に改め、「（第10条第1項に規定する指定管理者をいう。以下第8条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（使用時間）

第3条 いわき市遠野オートキャンプ場（以下「遠野オートキャンプ場」という。）の使用時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 宿泊を伴う場合 午後2時から翌日の午前10時まで

(2) 宿泊を伴わない場合 午前10時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下第7条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

第6条を次のように改める。

（利用料金）

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額を限度として、市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受することができる。

4 指定管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、利用料金の全部若しくは一部を減免し、又は既納の利用料金の全部若しくは一部を返還することができる。

第7条を削る。

第8条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、「、又は公益上やむを得ない理由が生じたとき」を削り、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「第4条各号」を「第5条各号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条第3号中「第15条各号」を「第14条各号」に改め、同条を第12条とし、第14条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

(「次のよう」は別紙)

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のいわき市遠野オートキャンプ場条例（附則第4項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用する。
- 3 施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第6条第2項の規定による利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

別表（第6条関係）

1 オートキャンプ場及びキャンプ場の使用者に係る利用料金の限度額

区分	単位	利用料金の限度額
大人	1 人	660 円
小人	1 人	330 円

備考

- 1 「大人」とは、中学生以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、3歳以上小学生以下の者をいう。

2 施設利用料金の限度額

施設の種類	単位		利用料金の限度額
オートキャンプ場	1 区画	宿泊を伴う場合	6,600 円
		宿泊を伴わない場合	2,200 円
キャンプ場	1 区画	宿泊を伴う場合	4,400 円
		宿泊を伴わない場合	1,100 円

備考 第3条第1項に規定する使用時間を超過したときは、その超過する時間

1時間につき、それぞれの施設の宿泊を伴う場合の利用料金の10パーセントに相当する額を限度として、それぞれの施設の利用料金の限度額に加算することができる。

3 設備利用料金の限度額

区分	単位	利用料金の限度額
シャワー	1 回	100 円

議案第 9 号

いわき市市営住宅条例の改正について

いわき市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市市営住宅条例の一部を改正する条例

いわき市市営住宅条例（昭和42年いわき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 いわき市平字六人町4番地	78 」
-------------------	---------

を

「 いわき市平字六人町4番地	59 」
-------------------	---------

に、

「 いわき市平北白土字穂積4番地	200
いわき市平南白土一丁目1番地の1	124

を

「 いわき市平北白土字穂積4番地	195
いわき市平南白土一丁目1番地の1	112

に、

「 いわき市鹿島町御代字柿境34番地	331 」
-----------------------	----------

を

「 いわき市鹿島町御代字柿境34番地	326 」
-----------------------	----------

に、

「 いわき市中岡町五丁目6番地の1	117
いわき市中岡町五丁目8番地の15	4
いわき市勿来町窪田馬場28番地の4	42

を

いわき市中岡町五丁目 6 番地の 1	117
いわき市勿来町窪田馬場28番地の 4	42

に、

いわき市内郷高坂町三本杉29番地の 7	55
いわき市内郷高坂町一丁目31番地	22
いわき市内郷高坂町一丁目31番地の 1	32

を

いわき市内郷高坂町三本杉29番地の 7	48
いわき市内郷高坂町一丁目31番地	14
いわき市内郷高坂町一丁目31番地の 1	20

に、

いわき市四倉町狐塚字弁天原 6 番地の 1	8
-----------------------	---

を

いわき市四倉町狐塚字弁天原 6 番地の 1	5
-----------------------	---

に、

いわき市四倉町字太夫坂26番地の 2	10
--------------------	----

を

いわき市四倉町字太夫坂26番地の 2	4
--------------------	---

に、

いわき市遠野町滝字中井36番地の 2	3
--------------------	---

を

「	いわき市遠野町滝字中井36番地の 2	2	」
---	--------------------	---	---

に、

「	いわき市好間町上好間字大堰20番地	47	」
---	-------------------	----	---

を

「	いわき市好間町上好間字大堰20番地	22	」
---	-------------------	----	---

に、

「	いわき市田人町黒田字大沢115番地の 4	5	」
---	----------------------	---	---

を

「	いわき市田人町黒田字大沢115番地の 4	2	」
---	----------------------	---	---

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

工事請負契約について

南部清掃センター1号炉ごみホッパ他補修工事について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 契約の目的 南部清掃センター1号炉ごみホッパ他補修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金172,150,000円
- 4 工 期 議会の議決を経た日の翌日から
令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番65号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
東北支店
支店長 安 倍 史 紀

議案第14号

工事請負契約の変更について

令和5年12月21日いわき市議会定例会において議決された消防本部・平消防署
統合庁舎空気調和設備改修工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決
を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
契約金額	金250,800,000円	金251,977,000円

議案第15号

事業委託契約について

常磐線湯本構内湯本こ線橋（人）補修工事委託について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 契約の目的 常磐線湯本構内湯本こ線橋（人）補修工事委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金201,960,000円
- 4 期 間 議会の議決を経た日の翌日から
令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方 茨城県水戸市三の丸1丁目4番47号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員水戸支社長 小 川 一 路

議案第16号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 取得物件の名称 消防ポンプ付き大型水槽車
- 2 数 量 1 台
- 3 取 得 価 格 金100,100,000円
- 4 取 得 の 目 的 常備消防用
- 5 取 得 の 方 法 一般競争入札による物件供給契約
- 6 納 期 令和8年3月25日
- 7 物 件 の 供 給 者 いわき市内郷綴町金谷15番地の4
東部産業株式会社自動車部
代表取締役 菊 池 一 隆

議案第17号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 取得物件の名称 水槽付きCD-I型消防ポンプ自動車
- 2 数 量 2台
- 3 取得価格 金95,480,000円
- 4 取得の目的 常備消防用
- 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約
- 6 納 期 令和7年3月31日
- 7 物件の供給者 いわき市内郷綴町金谷15番地の4
東部産業株式会社自動車部
代表取締役 菊 池 一 隆

議案第18号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 取得物件の名称 いわき市立小名浜学校給食共同調理場調理用大型備品
- 2 数 量 調理機器4品目5台
- 3 取得価格 金147,675,000円
- 4 取得の目的 老朽化した調理機器の更新
- 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約
- 6 納 期 令和6年8月19日
- 7 物件の供給者 いわき市久之浜町久之浜字北畑田60番地
有限会社坪井商会
代表取締役 坪 井 芳 夫

議案第19号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 取得物件の名称 学校給食用食器
- 2 数 量 18,000個
- 3 取得価格 金21,067,200円
- 4 取得の目的 学校給食用食器の更新
- 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約
- 6 納 期 令和6年7月31日
- 7 物件の供給者 いわき市久之浜町久之浜字北畑田60番地
有限会社坪井商会
代表取締役 坪 井 芳 夫

議案第20号

財産取得の変更について

令和３年12月16日いわき市議会定例会、令和４年６月16日いわき市議会定例会、令和４年12月15日いわき市議会定例会及び令和６年３月７日いわき市議会定例会において議決された南白土地域振興事業用地取得を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

取得内容	変更前	変更後
物件の所在	いわき市平南白土字菅作55番 2 外57筆	いわき市平南白土字菅作55番 2 外62筆
種別	土地（田、畑、山林、原野）	土地（田、畑、山林、原野）
地積	114,066平方メートル（うち 38,383平方メートルについては持分46分の45）	126,516平方メートル
取得価格	金168,395,991円	金199,593,429円
契約の相手方	外54名	外55名

議案第21号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

1 事 件 名 いわき市市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴訟

2 事件の相手方

	氏
	氏
	氏
	氏
	氏
	氏
	氏

議案第22号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

令和6年3月26日専決第3号 令和5年度いわき市一般会計補正予算（第11号）

議案第23号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

令和6年3月30日専決第4号 いわき市税条例及びいわき市都市計画税条例の改正について

いわき市税条例及びいわき市都市計画税条例の一部を改正する条例

(いわき市税条例の一部改正)

第1条 いわき市税条例（昭和41年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第42条の2第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第42条の2第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第62条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第62条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第120条の3第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第120条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第6条の4の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第6条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）があ

る場合には、特例損失金額（同項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第7条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第8条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第8条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義

務者（次条及び附則第8条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第21条、第24条から第25条の2まで、附則第6条の4第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、前条及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第2項、第40条の5第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第40条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第8条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第34条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金

額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第33条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第33条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第33条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものと

し、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第40条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第8条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第40条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第40条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた

金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第40条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第40条の4の規定の適用について

は、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第40条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相

当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第40条の5第2項の規定により読み替えられた第40条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第40条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第40条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第8条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第24条から第25条の2まで、附則第6条の4第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、附則第8条の4及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第9条第2項中「前条」を「附則第8条の4」に改め、同条第3項中「第25条の2第1項」の次に「、附則第8条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第25条の2第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第8条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第9条第2項及び」と、前条中「附則第8条の4及び」とあるのは「附則第8条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第11条の2第20項を削り、同条第19項を同条第20項とし、同条第18項中

「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第11条の2第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第11条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項

の規定を適用することができる。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の3中「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第14条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第16条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第17条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割

の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の8第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の10第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の10第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の11第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の11第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の11第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の11第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第46条を次のように改める。

第46条 削除

(いわき市都市計画税条例の一部改正)

第2条 いわき市都市計画税条例（昭和41年いわき市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

附則第5項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第4

項とする。

附則第6項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第10項とし、附則第12項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「附則第5項及び第7項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第8項、第9項及び第11項」を「附則第7項、第8項及び第10項」に、「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「第33項まで、第35項、第39項若しくは第46項」を「第32項まで、第36項、第38項若しくは第45項」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第16項を第15項とし、第17項から第32項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中いわき市税条例附則第6条の4の次に1条を加える改正規定及び同条例附則第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のいわき市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後のいわき市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第24号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

令和6年3月30日専決第5号 いわき市税特別措置条例の改正について

いわき市税特別措置条例の一部を改正する条例

いわき市税特別措置条例（昭和59年いわき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第7条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第1号

令和5年度いわき市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	職員住宅解体事業 （仮称）常磐地区交流拠点施設整備PPP／PFIアド バイザリー業務委託 旧塵芥収集基地解体事業 クリンピーの森浸出水処理施設制御設備等改修事業 石炭・化石館竪坑櫓解体事業 緊急水災害対策排水施設整備事業（金子沢・渋井川） 緊急重点河川改良事業（山王田川・窪根川・赤沼川） 内郷駅跨線人道橋整備事業 消防本部・平消防署統合庁舎空気調和設備改修事業 内郷消防署建設事業 草野心平記念文学館自動火災報知設備等改修事業 暮らしの伝承郷高圧受変電設備改修事業

報告第 2 号

令和 5 年度いわき市温泉給湯事業特別会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
温 泉 給 湯 事 業 特 別 会 計	第 4 配湯所配湯設備改修事業

報告第 3 号

令和 5 年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の 2 第 1 項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
水 道 事 業 会 計	大滝江筋取水口斜面落石対策工事 平浄水場浸水災害対策工事

報告第4号

令和5年度いわき市下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
下 水 道 事 業 会 計	新町前ポンプ場雨水ポンプ設備改築（機械・電気）事業 中部浄化センター耐震補強工事

報告第 5 号

令和 5 年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	庁舎整備事業
	施設管理経費
	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事務費
	防災・減災等対策事業費（高齢者施設）補助金
	介護施設等整備費補助金
	次期子ども・子育て支援事業計画策定事業
	公立保育所整備事業
	新型コロナウイルスワクチン接種対策費
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業
	南部清掃センター管理費
	災害等廃棄物処理事業
	最終処分場整備事業
	上水道安全対策事業出資金

産地パワーアップ事業
農業共同利用施設災害復旧支援事業費補助金
緊急ため池防災対策事業
いわき森林再生事業
林業・木材産業成長産業化促進対策事業
林業専用道路整備事業
船舶給水設備移設事業
水産業共同利用施設復興促進整備事業費補助金
被災企業等復旧支援事業費補助金
道路維持補修費
幹線道路整備事業
道路改良事業
安全みちまちプロテクト事業
明るいまちまちリニューアル事業
道路構造物長寿命化事業
流域治水プロジェクト・緊急重点河川改良事業
市街地再生整備推進事業
内郷駅跨線人道橋整備事業
スマートタウンモデル地区推進事業
湯本駅周辺基盤整備事業
公共交通需要回復・利用促進緊急支援事業費補助金
街路事業
都市公園整備事業
都市公園公民連携推進事業
いわき駅並木通り地区市街地再開発事業
公営住宅ストック総合改善事業
流域治水プロジェクト・河川洪水ハザードマップ整備事業
住宅応急修理事業
除去土壌等管理・搬出推進事業

	空調設備設置事業（小学校費）
	空調設備設置事業（中学校費）
	指定文化財等保存事業
	体育施設長寿命化事業
	現年度発生災害復旧費（農地）
	現年度発生災害復旧費（農業用施設）
	現年度発生災害復旧費（林業施設）
	現年度発生災害復旧費（道路橋りょう）
	現年度発生災害復旧費（河川）
	現年度発生災害復旧費（学校施設）
	現年度発生災害復旧費（文化財）
	現年度発生災害復旧費（市立集会所）
	現年度発生災害復旧費（消防施設）

報告第 6 号

令和 5 年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
土地区画整理事業 特 別 会 計	勿来錦第一土地区画整理事業

報告第 7 号

令和 5 年度いわき市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第 3 項の規定により、事故繰越しの繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
土地区画整理事業 特 別 会 計	勿来錦第一土地区画整理事業

報告第 8 号

令和 5 年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
水 道 事 業 会 計	老朽管更新事業 施設更新事業 災害対策事業 市道関連小名浜金成給水管（第210-38号）移設工事（仮設）

報告第 9 号

令和 5 年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
下 水 道 事 業 会 計	管渠建設事業 ポンプ場建設事業 処理場建設事業 下水汚泥等利活用事業中部浄化センター建設工事（し尿等受入施設） 下水汚泥等利活用事業中部浄化センター建設工事（汚泥処理施設）

報告第10号

令和5年度いわき市競輪事業特別会計予算の弾力条項適用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項及びいわき市特別会計条例（昭和44年いわき市条例第22号）第2条の規定により、弾力条項を別紙のとおり適用したので報告する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

歳 入

(単位 千円)

款	項	適用前の額	適用額	計
1 競輪事業収入		24,313,495	1,123,345	25,436,840
	1 競輪事業収入	24,313,495	1,123,345	25,436,840
歳 入 合 計		26,898,412	1,123,345	28,021,757

歳 出

(単位 千円)

款	項	適用前の額	適用額	計
1 競輪事業費		26,334,864	1,123,345	27,458,209
	2 競輪開催費	24,836,305	1,123,345	25,959,650
歳 出 合 計		26,898,412	1,123,345	28,021,757

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

1	損 害 賠 償 額	金680,900円
2	事 由	の土地に係る国土調査成果の錯誤により発生した固定資産税等相当額の返還請求
3	相 手 方	氏
4	専決処分年月日	令和6年3月27日
1	損 害 賠 償 額	金373,600円
2	事 由	の土地に係る国土調査成果の錯誤により発生した固定資産税等相当額の返還請求
3	相 手 方	氏
4	専決処分年月日	令和6年3月27日
1	損 害 賠 償 額	金230,800円
2	事 由	の土地に係る国土調査成果の錯誤により発生した固定資産税等相当額の返還請求

3 相 手 方 [REDACTED]

[REDACTED] 氏

4 専決処分年月日 令和 6 年 3 月 27 日

提出

いわき市土地開発公社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

公益財団法人いわき市国際交流協会経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

公益財団法人いわき市潮学生寮経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

一般財団法人いわき市公園緑地観光公社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

株式会社いわきの里鬼ヶ城経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

株式会社いわきニュータウンセンター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日提出

いわき市長 内 田 広 之

